

令和8年度（6月～翌年5月分）

市 民 税
市 民 税
森 林 環 境 税

特別徴収のつづり

手続きに必要な様式や手続きの仕方等を記載しています。大切に保管して下さい。

（異動届出書・特別徴収（追加）依頼書・所在地名称等変更届出書・総括表兼普通徴収申請書・郵便局指定通知書）

～ 提出書類に関するよくある問合せ ～
（お問い合わせの前にご一読ください。）

- 年度の途中で従業員が退職した
- 決定通知書に退職した従業員が記載されている



「異動届出書」（書式①）の提出をお願いします。

異動届出書は、異動のあった翌月の10日までにご提出ください。
※決定通知書に記載されていない従業員の方は提出不要です。
※異動届出書の本市への到着日によって当該内容を反映した変更通知書の発送月が異なりますのでご注意ください。
※更新日に間に合わなかった場合は、翌月の変更通知発送となりますが、翌月に通知がない場合は、異動届出書が届いていない可能性もあります。その際はお問い合わせください。

異動届到着日	変更通知発送
毎月6日頃まで	当月下旬
毎月7日頃以降	翌月下旬

説明文：9～11ページ
記載例：12～14ページ

- 就職した従業員を特別徴収にしたい



「特別徴収（追加）依頼書」（書式②）の提出をお願いします。

※普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替えができません。
説明文：11ページ 記載例：15ページ

- 事業所の所在地や名称が変更になった



「所在地・名称等変更届出書」（書式③）の提出をお願いします。

※事業の廃止、休業をされた場合もこちらをご提出ください。

届出書ダウンロードのお知らせ

以下の様式は、北九州市のホームページからダウンロードすることができます。

- ・ 給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・ 特別徴収（追加）依頼書
- ・ 給与支払者（特別徴収義務者）の所在地・名称等変更届出書
- ・ 特別徴収税額変更通知書の受取方法変更依頼書
- ・ 納期の特例に関する承認申請書
- ・ 納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書
- ・ 給与支払報告書（総括表）・普通徴収申請書
- ・ 給与支払報告書（個人別明細書）

【ダウンロードの手順】

- 1 北九州市のホームページを開く
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>
 - 2 トップページ画面上部の「サイト内検索」を選択
 - 3 キーワードボックスに「特別徴収」と入力
 - 4 検索結果の中から「特別徴収に関する問合せ及び提出書類についてー北九州市」を選択
 - 5 必要な様式を選択
- ダウンロードした届出書の表示及び印刷を行うには、別途 Adobe Reader[®] 等の対応ソフトウェアが必要です。
- 電子申告を利用する場合は、eLTAX（エルタックス）地方税ポータルシステムホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。

目 次

○届出書ダウンロードのお知らせ

○届出書

- ・ 郵便局指定通知書 …………… 書式⑤

○市民税、県民税及び森林環境税のあらまし

- 1 納税義務者及び税額 …………… 1 ページ
- 2 非課税となる人 …………… ”
- 3 税額の減免 …………… ”

○特別徴収とは

- 1 特別徴収する範囲 …………… 2 ページ
- 2 特別徴収義務者の指定 …………… ”
- 3 特別徴収義務者及び納税義務者への税額通知 …………… ”
- 4 特別徴収税額の変更 …………… 3 ページ
- 5 特別徴収税額の納入方法 …………… ”
- 6 納期の特例 …………… ”
- 7 救済制度等 …………… ”

○税額通知書の見方

- 1 税額通知書の様式 …………… 4 ページ
- 2 「総所得金額①」欄 …………… 5 ページ
- 3 「所得控除」欄 …………… ”
- 4 「主たる給与以外の合算所得区分」、「本人該当区分」欄 …………… ”
- 5 「扶養親族該当区分」欄 …………… ”
- 6 「(摘要)」欄 …………… ”
- 7 その他 …………… ”

○退職所得に係る市民税及び県民税の特別徴収

- 1 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収 …………… 6 ページ
- 2 退職所得に係る市民税・県民税の税額の算出 …………… ”
- 3 退職手当等に関する書類の提出 …………… 7 ページ
- 4 納入申告及び納入 …………… 8 ページ
- 5 その他 …………… ”
- 退職所得に係る市民税・県民税の計算例 …………… ”

○納税義務者が退職・転勤・就職等異動したときの手続き

- 1 「特別徴収」に係る給与所得者異動届出書の作成
 - (1) 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合 …………… 9 ページ
 - (2) 残りの税額を一括徴収する場合 …………… 10 ページ
 - (3) 普通徴収へ切り替える場合 …………… ”
- 2 「給与支払報告」に係る給与所得者異動届出書の作成 …………… 11 ページ
- 3 特別徴収（追加）依頼書の作成 …………… ”
(従業員の特例徴収を新たに開始する場合)

○記載例 …………… 12 ページ

○一括徴収のお願い …………… 16 ページ

○従業員が退職後に出国する場合のお願い …………… ”

○特別徴収税額の納入方法について

- 1 特別徴収税額の納入までの手順 …………… 17 ページ
- 2 給与から徴収する税額の変更に関する注意事項 …………… ”
- 3 納入書の記入に関する注意事項 …………… ”
- 4 共通納税（電子納付）による納入等について …………… ”
- 5 その他 …………… ”
- 6 納入場所 …………… 18 ページ
- 7 納税証明書の交付を申請する場合 …………… ”
- 8 延滞金の加算について …………… ”

○納入書の書き方 …………… 20 ページ

○宛名用紙

(公 印 省 略)

提出日 年 月 日

株式会社ゆうちょ銀行 店長様

日本郵便株式会社 郵便局長様

北九州市長

指 定 通 知 書

貴局を、地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税、県民税及び森林環境税（特別徴収にかかるもの）の取扱い局に指定しましたので、通知します。

- 1 許可又は承認番号 貯業二第248号
- 2 口座番号 01770-1-960237
- 3 加入者名 北九州市会計管理者
- 4 取りまとめ局 福岡貯金事務センター

※提出される日付とご利用になるゆうちょ銀行支店名または、郵便局名を

ご記入の上、最初の納入の際にゆうちょ銀行または郵便局へご提出くだ

さい。

特別徴収義務者様

北九州市長

本市の特別徴収事務につきましては、平素より皆様方の深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、貴社（者）を特別徴収義務者として指定しましたので、今年度の市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収事務を円滑に進めていただくため、「特別徴収のつづり」を作成いたしました。

是非、ご一読のうえ、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

市民税、県民税及び森林環境税のあらまし

1 納税義務者及び税額

- (1) その年の1月1日現在、区内に住所を有する人
……………均等割額＋所得割額＋森林環境税
- (2) その年の1月1日現在、区内に住所は有しないが、事務所・事業所又は家屋敷を有する人 ……………均等割額

※ 均等割額のうち市民税は3,000円、県民税は1,500円で、県民税には「福岡県森林環境税」500円を含みます。

※ 森林環境税（国税、年額1,000円）は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林環境整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設されました。

2 非課税となる人

- (1) 均等割、所得割及び森林環境税が非課税となる人
 - ア その年の1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - イ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
 - ウ 前年の合計所得金額が次の算式により計算した金額以下の人
 $35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10\text{万円} + \text{加算額}^{\text{注}21}$
万円
(注)加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
- (2) 所得割のみ非課税となる人
前年の総所得金額等が次の算式により計算した金額以下の人
 $35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10\text{万円} + \text{加算額}^{\text{注}32}$
万円
(注)加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

3 税額の減免

災害等にあつた方や生活扶助を受けている方等については、税額が軽減又は免除される場合がありますので、各市税事務所市民税課または税務課にご相談ください。

🌸 特別徴収とは 🌸

給与の支払者(特別徴収義務者)が、市から特別徴収税額の通知を受けた場合において、給与所得者ごとの税額を毎月の給与から徴収し、翌月10日(当日が土・日曜日、又は祝日の場合はその翌日)までに市へ納入することをいいます。

1 特別徴収する範囲

- (1) 給与所得者については、原則として給与所得に係る所得割額、均等割額及び森林環境税を合算した税額を、給与の特別徴収(天引き)の方法によって納めていただくこととなります。
- (2) 給与所得者に給与所得以外の所得がある場合、その所得に係る税額を給与の特別徴収によることもできますが、普通徴収(本人が納付)とする旨の住民税の申告書(確定申告書を含む)を提出した場合、普通徴収の方法で納めていただくこととなります。
- (3) 給与所得者が65歳以上で、公的年金等の所得がある場合、その所得に係る税額を給与の特別徴収によることはできず、公的年金の特別徴収又は普通徴収の方法で納めていただくこととなります。
- (4) 給与の特別徴収以外の方法により納めていただく場合、6月初旬に本人へ納税通知書を送付し、お知らせします。

2 特別徴収義務者の指定

毎年4月1日において納税義務者に給与の支払いをする者で、所得税の源泉徴収義務者である者を、特別徴収義務者として指定します。

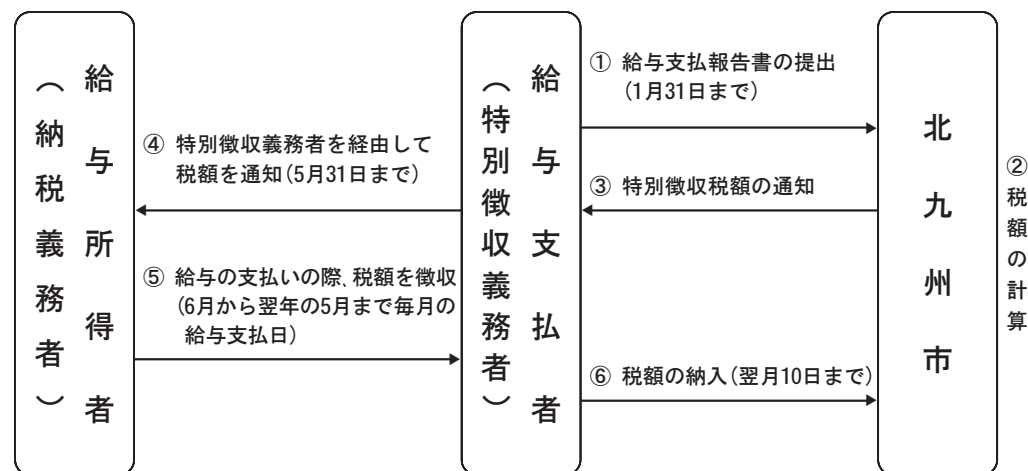
※ 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更が生じた場合は、速やかに「給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。

3 特別徴収義務者及び納税義務者への税額通知

特別徴収義務者に対して特別徴収する旨の通知と納税義務者への税額通知書をあわせて送付しますので、納税義務者への税額通知書は、それぞれの納税義務者に直ちに配付してください。

特に、5月中旬頃送付する年度当初の税額通知書は5月31日までに納税義務者に配付してください。

【特別徴収による納税のしくみ】



※ 税額通知書の見方は4ページをご覧ください。

税額通知書に既に退職した方のお名前が記載されている場合は、9ページ以降の「納税義務者が退職・転勤・就職等異動したときの手続き」をご覧ください。

4 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後において、確定申告等をしたことにより税額に変更が生じた場合や「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出があった場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、変更通知書による変更後の月割額によって徴収し、納入してください。

なお、既に納入済みの税額が変更された特別徴収税額を超える場合には、その超過額を市から直接納税義務者に還付することになります。

5 特別徴収税額の納入方法

特別徴収税額の納入方法、納入場所については、17・18ページ（特別徴収税額の納入方法について）をご覧ください。

6 納期の特例

給与等の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所等の特別徴収義務者は、市長の承認を受けて、特別徴収した納税義務者の月割額を6月から11月までの分と、12月から翌年5月までの分を年2回にまとめ、それぞれ12月10日及び翌年6月10日までに納入することができます。（当日が土・日曜日、又は祝日の場合はその翌日）

申請に当たっては、北九州市のホームページに掲載している「納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。

7 救済制度等

特別徴収税額の通知書に記載された事項に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

税額通知書の見方

1 税額通知書の様式
(特別徴収義務者用) (青色)

令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

特別徴収税額			課税人員		非課税人員	
月 割 額	人数	納付額	人数	納付額		
	6月分		12月分			
	7月分		1月分			
	8月分		2月分			
	9月分		3月分			
	10月分		4月分			
11月分		5月分				
(備考)						

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項の規定によって、令和8年度給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知書に記載された事項の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の審判を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、通知書に記載された事項の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経なくても通知書に記載された事項の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

令和 年 月 日
北九州市長

指定番号	整理番号	市町村コード	401005	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所		氏名			個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

(納税義務者用) (茶色)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
所得控除	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	所得控除合計②	課税標準	課税標準	課税標準
(摘要)	住所									

市民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	森林環境税額⑧	特別徴収税額⑨	控除不足額⑩	既納税額⑫	差引納付額⑬-⑭-⑮-⑯	変更前税額⑰	増減額⑱-⑲	変更月
-----	------------	--------	-------	-------	------------	--------	-------	-------	---------	---------	--------	-------	--------------	--------	--------	-----

令和8年度
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
		整理番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定により通知します。なお、この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この特別徴収税額の決定(変更)の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の審判を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、特別徴収税額の決定(変更)の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経なくても特別徴収税額の決定(変更)の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

令和 年 月 日
北九州市長

- 税額通知書には、特別徴収義務者用(青色)と納税義務者用(茶色)があります。納税義務者用(茶色)は、5月末日までに納税義務者の方へお渡しください。
- 税額通知書には、納税義務者の氏名、住所、指定番号、整理番号をはじめ課税所得金額、給与収入金額及び各種所得控除額を印字していますが、電子計算機により事務を処理している関係上、記号、カナ等により印字する場合があります。

2 「総所得金額①」欄

給与以外に所得のない人は、「給与所得(所得金額調整控除後)」欄と同じ金額を印字します。

給与所得以外の所得がある人は、その金額を「その他の所得計」欄に印字し、給与所得と合計した金額を「総所得金額①」欄に印字します。

※給与からの特別徴収の対象となる所得を印字します。

(P2「1 特別徴収する範囲」を参照下さい。)

3 「所得控除」欄

所得控除がある場合は、該当する控除欄にその控除額を印字します。

なお、「障・寡・ひ・勤」欄については、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除及び勤労学生控除の控除額合計を印字します。

4 「主たる給与以外の合算所得区分」、「本人該当区分」欄

該当する項目に「*」を印字します。

5 「扶養親族該当区分」欄

該当する控除欄にその人数を印字します。

6 「(摘要)」欄

住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除を受けている方は、控除額を印字します。

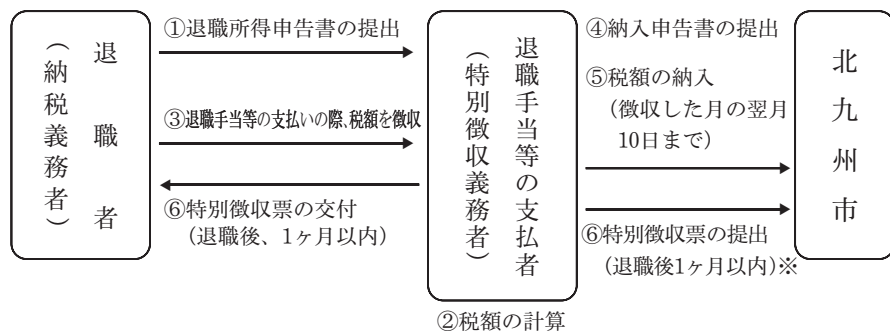
7 その他

- (1) 納税義務者に所属番号や社員番号がある場合には、「受給者番号」欄に印字します。
- (2) 5月中旬に送付する税額通知書は、原則として4月上旬までに受け付けた異動届出書の内容を反映させたものです。
- (3) 住民税の算出方法については本市のホームページをご覧ください。
- (4) 従業員の方の税額や課税内容等納税者個人に関するお尋ねについては、納税義務者ご本人からお住まいの各市税事務所市民税課または税務課にお問い合わせ下さい。
(問い合わせ先は裏表紙に記載。)

退職所得に係る市民税及び県民税の特別徴収

退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在北九州市に住所を有する人が退職手当等の支払いを受ける場合、その退職手当に係る市民税及び県民税の所得割は他の所得と区分して特別徴収の方法で徴収し、徴収した月の翌月10日までに申告及び納入していただきます。

1 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収



※市への特別徴収票の提出については、地方税法施行規則附則第二条の五の二により、当分の間提出することを要しません。

2 退職所得に係る市民税・県民税の税額の算出

(1) 退職所得の金額

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \text{※}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

※特定役員退職手当等

役員等（所得税法第30条第5項）としての勤続年数が5年以下の退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額に対する2分の1控除はありません。

※短期退職手当等

役員等以外の者としての勤続年数が5年以下の退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分に対する2分の1控除はありません。

(2) 退職所得控除額

勤続年数に応じ、次の表により算出します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。

※ 障害者になったことに直接基因して退職した場合、上記の控除額に100万円を加算します。

(3) 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に税率（市民税6%、県民税4%）を適用して計算します。

ア 市民税の算出

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} 6\% = \underline{\text{市民税額}} \text{ (100円未満の端数切捨て)}$$

イ 県民税の算出

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} 4\% = \underline{\text{県民税額}} \text{ (100円未満の端数切捨て)}$$

退職所得に係る市民税・県民税の計算例

平成11年4月1日就職、令和8年4月30日退職、
退職手当等の金額 23,528,500円

- (1) 勤続年数
28年（27年1ヶ月 1年未満の端数は切上げ）
- (2) 退職所得控除額
 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (28\text{年} - 20\text{年}) = 1,360\text{万円}$
- (3) 退職所得の金額
 $(23,528,500\text{円} - 13,600,000\text{円}) \times 1/2$
 $= 4,964,250\text{円} \Rightarrow 4,964,000\text{円}$ （1,000円未満の端数切捨て）
- (4) 税額の計算
 - ア 市民税
 - （ア）特別徴収すべき市民税額
 $4,964,000\text{円} \times 6\% = 297,840\text{円}$
 $\Rightarrow \underline{297,800\text{円}}$ （100円未満の端数切捨て）
 - イ 県民税
 - （ア）特別徴収すべき県民税額
 $4,964,000\text{円} \times 4\% = 198,560\text{円}$
 $\Rightarrow \underline{198,500\text{円}}$ （100円未満の端数切捨て）

3 退職手当等に関する書類の提出

(1) 退職所得申告書

退職手当等の支払者は、退職手当等の支払いを受ける人から「退職所得申告書」（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一の用紙）を受理し、それをもとに退職所得に係る市民税・県民税の税額を計算してください。

※申告書は退職手当等の支払者が受理したときに市町村長に提出したものとみなされますので、支払者の手元に保管ください。（北九州市への提出は不要です。）

(2) 特別徴収票

特別徴収票（所得税の「退職所得の源泉徴収票（税務署提出用）」と同一の用紙）は、退職手当等の支払者が受給者ごとに支払いの確定した退職手当等の金額や特別徴収税額を記載して作成するものです。退職後1ヶ月以内に「市町村提出用」を北九州市長に提出し、「受給者交付用」を受給者に交付してください。

※上記に関わらず、地方税法施行規則附則第二条の五の二の規定により、当分の間特別徴収票を北九州市へ提出することを要しません。
※「受給者交付用」には法人番号・個人番号は記載しませんので、ご注意ください。

※税務署提出用を複写しても差し支えありません。

4 納入申告及び納入

(1) 納入書の記入

退職手当等から徴収した退職所得に係る市民税・県民税額は、徴収した月の翌月の10日までに納入書の「退職所得分」欄に市民税、県民税の合計額を記入して納入してください。

(2) 納入申告書

退職所得に係る市民税・県民税については「納入申告書」を提出してください。

ア 法人の場合

金融機関等で納入する際に納入書裏面の「納入申告書」に法人番号を含む所要事項を記入してください。

イ 個人事業主の場合

金融機関に提出する納入申告書は使用せず、予備の納入申告書に記入し、直接北九州市へ郵送してください。

用紙がない場合は特別徴収係へご連絡ください。

5 その他

死亡により支払われる退職手当等については、相続税法の規定により、相続税の課税対象となり、退職所得に係る市民税及び県民税は課税されません。

※退職所得に係る市民税・県民税の申告書及び納入書の記載について

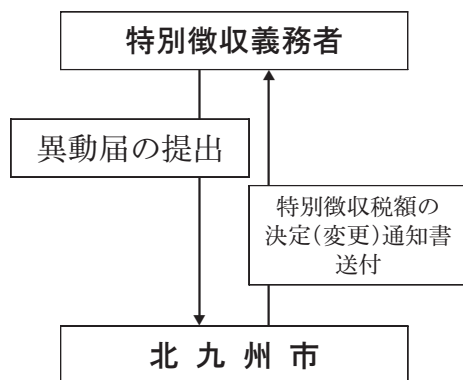
(表面)		(裏面)	
福岡県北九州市 市区町村コード 401005		個人市民税 個人県民税 個人環境税 納入済通知書 横式コード 37 業務コード 112 本	
口座番号 01770-1-960237 加入者名 北九州市会計管理者 指定番号 令和 年 月 分		個人市民税 個人県民税 納入申告書 北九州市長 令和 年 月 日 納入対象者(退職者)の 人数を記入します。 日提出	
給与分 ⁶⁴ (一括徴収分を含む) 退職所得分 ⁷⁶ 延滞金 合計額 ¹⁰⁰		令和 年 月 分 人員 人 退職手当等 支払金額 特別徴収税額 市民税 県民税 内訳額を記入します。	
納期限 令和 年 月 日 (特別徴収義務者) 住所 (所在地) 氏名 (名称) 納		特別徴収義務者 住所 (所在地) 氏名 (名称) 法人番号	
取りまとめ店 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター (〒812-8794) 上記のとおり通知します。 (取りまとめ金融機関) みずほ銀行 北九州支店 福岡銀行 北九州営業部 西日本シティ銀行 北九州営業部 北九州銀行 本店営業部 (受付店→取りまとめ店→北九州市)		地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
領収日付印 (市町村保管)			

※給与から差し引く特別徴収税額を、退職に伴い一括徴収したもの（P16参照）につきましても、「退職所得分」ではなく、他の方の給与から徴収したものと合算して「給与分」に記載し、納入してください。

(2) 残りの税額を一括徴収する場合（記載例②）

① 6月から12月までに退職した退職者から一括徴収の申し出があり、かつ未徴収税額を超える給与又は退職手当等が支払われるとき。

② 翌年1月から4月までに退職し、未徴収税額を超える給与又は退職手当等が支払われるとき。（退職者の申し出の有無に関わらず一括徴収となります。）

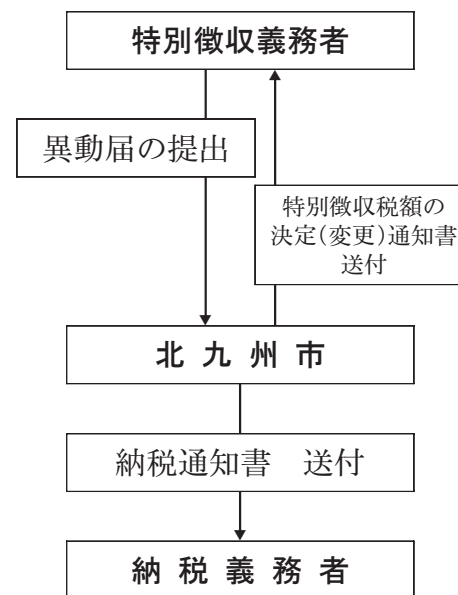


※死亡による退職の場合、未徴収税額を一括徴収しないでください。

(3) 普通徴収へ切り替える場合（記載例③）

特別徴収継続、一括徴収のいずれにも該当しない場合、退職者ご本人等が、残りの税額を納税通知書で直接納付します。

納税通知書は、1月1日現在の住所地の市税事務所市民税課又は税務課から、本人のご自宅へ発送します。



※「異動届」の提出が遅れると退職者等の未徴収税額が特別徴収義務者の未納税額として取り扱われ、督促状の発送につながるほか、退職者等への納税通知書の発送も遅れることで、ご迷惑をおかけすることになります。

※異動届の「(ウ) 未徴収税額」の額は、今後本人が転勤・転職先又は自ら納付するものなので、異動届出書の写しを本人へお渡ししてください。（一括徴収する場合を除きます。）

2 「給与支払報告」に係る給与所得者異動届出書の作成

給与支払報告書（提出期限：1月31日、土・日・祝日の場合は翌開庁日）を提出した方に退職・転勤等の異動があり、新年度（6月分）からの特別徴収ができなくなった場合、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を4月10日までに提出してください。

「異動届出書」が提出されなかった場合、在職中であるとみなされ税額通知書等が事業所に送付されることがあります。

3 特別徴収（追加）依頼書の作成

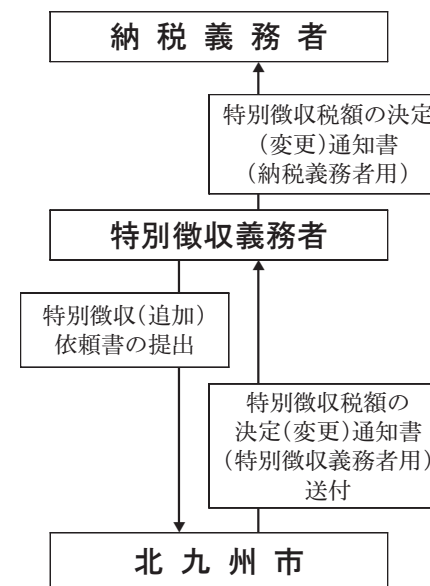
普通徴収の方法により納入している方が、就職や復職したことに伴い、特別徴収を希望される場合は、「特別徴収（追加）依頼書」を提出してください。（記載例④）

なお、普通徴収から特別徴収への切り替えは、普通徴収の納期限を過ぎていないものに限りです。

※転勤・転職等の場合で、前の勤め先から退職した旨の異動届出書が提出されていない場合は、普通徴収となっていないことから特別徴収へ切り替えることはできません。

※給与から特別徴収できる税額は2ページ「1 特別徴収する範囲」とおりのため、全部又は一部を特別徴収へ切り替えられないことがあります。

普通徴収から特別徴収へ切り替える場合



(記載例①) ※(株)〇〇〇産業に勤めていた特別花子さんが11月30日付で(有)△△商事へ
 転勤し、未徴収税額18,000円を新しい勤務先で特別徴収する場合。
 ※「特別徴収継続」は事業所間で確認をした上で、ご提出下さい。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※異動(退職・転勤・休職等)があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

北九州市長 宛		所在地	〒803-0813 北九州市小倉北区城内1番1号		特別徴収義務者 指定番号	999999	整理 番号	7
令和8年12月5日提出		フリガナ	(カガ)〇〇〇サンギョウ		担連 当絡 者先	所属 氏名 電話		
		氏名又は名称	(株)〇〇〇産業		経理部 徴収 太郎 (093)〇〇〇-△△△△ 内線(□□□)			
		個人番号 又は法人番号	9876543210987		—個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載			

給 与 所 得 者	フリガナ	トクメツ ハナコ		(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名	特別 花子		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年 月 日		
	生年月日	S.56年 4月 10日			6 月から	12 月から	8 年		
	個人番号	123456789012			11 月まで	5 月まで	11 月		
	受給者番号	EE-1834-4002					30 日		
1月1日 現在の住所	北九州市八幡東区 中央1丁目1-1		36,200 円	18,200 円	18,000 円		1. 退職・長 2. 転職・死亡 3. 死 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 合 7. そ の 事 由・理 由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の 住 所	福岡市〇〇区△△ □丁目□-□								

1. 特別徴収継続の場合 1. 特別徴収継続の場合 1. 特別徴収継続の場合
 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号がわかる場合は記入して下さい。

新しい 特別 徴収 義務 先	特別徴収義務者 指定番号	〇〇〇〇〇〇	新規	法人番号	7890123456789	新しい勤務先へは、月割額 <u>3,000</u> 円を <u>12</u> 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、 納入するよう連絡済みです。
	所 在 地	〒812-0045 福岡市博多区東公園7-7		担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名 電 話	受給者番号 (20桁以内)
	フリガナ	(ユウ)△△ショウジ			人事課 田中 092-〇〇〇-△△△△ 内線(□□□)	EE-1834-4002
	氏名又は名称	(有)△△商事				

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和__年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和__年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <u> </u> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和__年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和__年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
--------	--	---------

※退職日が翌年1月1日から4月30日までの方で、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるときは、本人からの申出がない場合でも一括徴収してください。

*複写してご使用ください。

(記載例②)

※(株)〇〇〇産業に勤めていた特別花子さんが11月30日付で退職し、未徴収税額18,000円を11月分の給与による一括徴収の申出があった場合。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

※異動(退職・転勤・休職等)があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

		年 度		① 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
北九州市長 宛		給与支払者	所在地	〒803-0813 北九州市小倉北区城内1番1号		特別徴収義務者 指定番号	999999	整理番号	7
令和8年12月5日提出		フリガナ	(カ)〇〇〇サンギョウ		担連 当絡 者先	所 属	経理部		
		氏名又は名称	(株)〇〇〇産業			氏 名	徴収 太郎		
		個人番号 又は法人番号	9876543210987		電 話	(093)〇〇〇-△△△△ 内線(□□□)			
給 与 所 得 者	フリガナ	トクメツ ハナコ		(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名	特別 花子		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年 月 日		
	生年月日	S.56年 4月 10日							
	個人番号	123456789012			6月 11月	12月 5月	8年 11月		
	受給者番号	EE-1834-4002					30日		
1月1日 現在の住所	北九州市八幡東区 中央1丁目1-1		36,200 円	18,200 円	18,000 円	1. 退職・長 2. 転職・欠 3. 休職・亡 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 右から 番号を 記入		2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の 住 所	福岡市〇〇区△△ □丁目□-□					事由・理由			

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 徴 収 義 務 者	特別徴収義務者 指定番号	新規		法人番号						新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、 納入するよう連絡済みです。
	所 在 地	〒		担当者 連絡先	所 属					
	フリガナ			氏 名						
	氏名又は名称			電 話	内線()					
受給者番号 (20桁以内)										

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和__年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		11月 18日	18,000 円	

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和__年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和__年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

※退職日が翌年1月1日から4月30日までの方で、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるときは、本人からの申出がない場合でも一括徴収してください。

(記載例④)

※ 普通徴収の方法で納付する特別花子さんが(株)〇〇〇産業に就職し、普通徴収税額から納付済額を差し引いた39,000円(納期を過ぎていない未納額)を9月分から特別徴収の方法に切り替える場合。

特別徴収(追加)依頼書

普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。

書式②

令和8年7月28日 北九州市長宛	給 (特別 徴収 義務 者) 支 払 務 者	所在地	郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号	特別徴収義務者 指 定 番 号	999999		
		氏名又は 名 称	(株)〇〇〇産業 北九浩司		担 当 者 連 絡 先	所属	経理部
		法人番号		氏名		徴収太郎	電話

次の納税義務者について特別徴収を希望します。

フリガナ 氏 名	受給者番号(20桁以内) 生 年 月 日	住 所	普通徴収税額 (うち納付済額)	特別徴収 希 望 時 期
1 トクバツ ハナコ 特別花子	(受給者番号) T・S・H 57年1月1日	北九州市 八幡東 区 中央一丁目1-1	53,400 円 (14,400 円)	9 月分 から
2	(受給者番号) T・S・H 年 月 日	北九州市 区	円 (円)	月分 から
3	(受給者番号) T・S・H 年 月 日	北九州市 区	円 (円)	月分 から

※特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法が「電子」である事業所において「受給者番号」が空欄の場合は、市が任意の番号を指定します。その他必要な場合に記入してください。

※依頼書を受付後、原則として5日以内をめどに、税額を記載した文書(事務連絡)を発送します。

*複写してご使用ください。

一括徴収のお願い

従業員が12月までに退職した場合の未徴収税額は、一括徴収の申し出があった場合を除き、本人が普通徴収の方法で納付することとなります。

※普通徴収は、年間の税額を6月末・8月末・10月末・1月末までで4分割した額でのご納付となります。

しかし、10月以降の退職となる場合、未徴収税額はすべて1月末でのご納付となり、納付に行く手間もかかることとなります。

つきましては、退職される方は上記事情をご説明いただき、給与や退職届等からの一括徴収の申し出がある場合は、ご対応くださるようお願いいたします。

※翌年1月から4月までに退職され、未徴収税額を超える給与又は退職手当等がある場合は、申し出の有無に関わらず、一括徴収となります。(地方税法第321条の5第2項)

※死亡退職の場合は一括徴収しないでください。

従業員が退職後に出国する場合のお願い

あらかじめ退職後に従業員が出国することがわかっている場合、①納税管理人の設定に関するご案内や、②未徴収税額の一括徴収について対応くださるよう、ご協力をお願いします。

1 納税管理人の設定について

納税管理人は、納税義務者（退職者等）に代わって納税に関する一切の事項を処理するもので、納税義務者があらかじめ市へ申告（申請）する必要があります。

市の承認後、納税義務者のために納税通知書を受領し、納税をしていただくこととなります。

※申請の窓口は、課税された年度の1月1日現在に納税義務者が居住する区を担当する市税事務所市民税課・税務課です。所在地・お問合せ先は、裏表紙をご覧ください。

2 未徴収税額の一括徴収について

未徴収税額を超える給与又は退職手当等がある場合、一括徴収への積極的な対応のご協力をお願いします。

※退職日が12月以前である場合、ご本人の申し出が必要となる点にご注意ください。

*** 特別徴収税額の納入方法について ***

1 特別徴収税額の納入までの手順

- (1) 特別徴収税額通知に基づき、毎月の給与支払時に、納税義務者（従業員）別の各月の税額を徴収します。

※特別徴収税額通知は5月中旬に発送し、6月から翌年5月までの12ヶ月間の税額を記載しています。

- (2) 納入書の「給与分（一括徴収分を含む）」欄に徴収した総額を記入し、納期限（給与から徴収した月の翌月10日）までに、金融機関等で納入してください。

2 給与から徴収する税額の変更に関する注意事項

①退職・転勤・就職等の異動がある場合、②申告等に基づく納税義務者の税額の更正により税額が変更となる場合、変更通知を発送しますので、これに基づき給与からの徴収額を変更する必要があります。

3 納入書の記入に関する注意事項

- (1) 納入書は月ごとに1枚作成することとしてください。
- (2) 延滞金は納期限を過ぎてその月分が納入されることで法令により計算され加算されるものですから、前の月の不足額を「延滞金」欄に記入することはお止めください。

- (3) 金額を書き損じた場合、訂正印を押して訂正するか、予備の納付書に該当の年月・納期限を記入してご利用ください。

4 共通納税（電子納付）による納入等について

- (1) 共通納税とは、事務所等から地方税の納付手続きをダイレクト納付などの方法により電子的に行える仕組みをいい、各市町村等へ一括して電子納付することもできます。

詳しくは地方税ポータルシステムのサイトをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/>

※個人住民税（特別徴収）の納付フロー

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/tokucho-flowchart/>

- (2) 金融機関が提供する地方税納入サービスをご利用になる場合、北九州市が通知する指定番号を誤りなく提供してください。入力の際に誤り等があった場合、誤って督促状が発送される場合があります。

5 その他

- (1) 納期の特例の適用を受けている場合など、使用しない月の納入書は破棄してください。

6 納入場所

(1) 下記金融機関

区分	店 舗
銀行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・福岡・西日本シティ・北九州・筑邦・福岡中央・佐賀・十八親和・肥後・大分・豊和・南日本・西京（※山口県内の店舗のみ）・広島・もみじ・伊予
信用金庫	福岡ひびき・遠賀
その他	九州労働金庫・横浜幸銀信用組合（※北九州市内の店舗のみ）・北九州農業協同組合・朝銀西信用組合（※北九州市内の店舗のみ）

(2) 九州内（沖縄県を除く）の郵便局及びゆうちょ銀行

(3) 上記(2)以外の地域の郵便局及びゆうちょ銀行

納入にあたっては「指定通知書」（本つづり内書式⑤）が必要となりますので、必要事項を記入の上、初回納入の際に郵便局、又はゆうちょ銀行へご提出ください。（※北九州市への連絡は必要ありません。）

(4) 市・区役所内の銀行派出所及び区役所の出張所（閉庁日は利用できません。）

7 納税証明書の交付を申請する場合

納入から2週間程度収納状況を確認できない場合があります。

納入直後に納税証明書が必要なときは、証明担当窓口で領収書等をご持参ください。

ご不明な点は、市税事務所市民税課又は税務課の証明担当までお問い合わせください。（問合せ先は裏表紙に記載）

8 延滞金の加算について

特別徴収義務者が特別徴収税額を納期限後に納入する場合は、北九州市市税条例の規定により納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、次の割合で計算した延滞金が加算されます。

期間	令和8年中の延滞金の割合	<参考> 加算後の割合の上限
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年2.8% $\left[\begin{array}{l} \text{延滞金特例} \\ \text{基準割合} \\ (1.8\%)+1.0\% \end{array} \right]$	年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以降の期間	年9.1% $\left[\begin{array}{l} \text{延滞金特例} \\ \text{基準割合} \\ (1.8\%)+7.3\% \end{array} \right]$	年14.6%

注)

- ・延滞金特例基準割合とは、平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項の規定する平均貸付割合）に年1%を加算した割合となります。（令和8年の平均貸付割合は0.8%です。令和9年1月1日以降変更になる可能性があります。）
- ・延滞金計算の際に、滞納税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨ててから計算します。（滞納税額の全額が2,000円未満である場合は、延滞金はかかりません。）
- ・延滞金計算により、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、延滞金額の全額が1,000円未満の場合は全額を切り捨てます。

[計算例]

(1) 6月分の月割額135,500円（納期限は7月10日）を令和8年7月29日に納入する場合

- ①滞納税額は135,500円の、1,000円未満の端数は切り捨てますので、135,000円に対し延滞金の計算を行います。
- ②納期限後1ヶ月以内ですので、延滞金の計算の割合は、年2.8%となります。
- ③算式 $135,000円 \times 2.8\% \times 19/365 = 196.76\dots$ 一円未満の端数金額は切り捨てるため、196円となりますが、延滞金額の全額が1,000円未満ですので切り捨てます。
したがって、納入する延滞金額はありません。

④令和8年7月29日に納入する6月分の納入金額は、135,500円となります。

(2) 6月分の月割額135,500円（納期限は7月10日）を令和8年11月4日に納入する場合

- ①滞納税額は135,500円の、1,000円未満の端数は切り捨てますので、135,000円に対し延滞金の計算を行います。
- ②納期限後1ヶ月以上ですので、延滞金の計算の割合は、1ヶ月までが年2.8%、残り86日が年9.1%となります。
- ③算式

ア $135,000円 \times 2.8\% \times 31/365 = 321.04\dots = 321円$

イ $135,000円 \times 9.1\% \times 86/365 = 2,894.54\dots = 2,894円$

ウ $321円 + 2,894円 = 3,215円$

算出延滞金額は3,215円ですが、100円未満は切り捨てますので、納入する延滞金額は3,200円となります。

④令和8年11月4日に納入する6月分の納入金額は、135,500円 + 3,200円 = 138,700円です。

納入書の書き方

●納入書(領収証書, 納入書, 納入済通知書)は、3片とも
納入金額を記入してください。

給与から特別徴収した月割額
の合計を記入してください。

退職者から一括徴収した税額
がある場合は、月割額と
合計してください。

退職手当等から計算して徴収
した市民税・県民税の額
(6ページ～8ページ参照)
を記入してください。

※この欄に記入したときは
併せて裏面の市民税県民税
納入申告書を記入してくだ
さい。(個人事業主を除く)

頭に¥をつけてください。

〈修正等について〉

※金額を書き損じたときは、
訂正印を押して訂正する
か、予備の納入書をお使
いください。
(予備の納入書が不足する
場合はご連絡ください。)

福岡県 北九州市 市区町村コード 401005	個人市民税 個人県税 個人環境税 領収証書 (公) (本)	福岡県 北九州市 市区町村コード 401005	個人市民税 個人県税 個人環境税 納入書 (公) (本)	福岡県 北九州市 市区町村コード 401005	個人市民税 個人県税 個人環境税 納入済通知書 (公) 様式コード ¹ 37 業務コード ¹⁵ 112 (本)
口座番号 01770-1-960237	加入者名 北九州市会計管理者 指定番号 0207260	口座番号 01770-1-960237	加入者名 北九州市会計管理者 指定番号 0207260	口座番号 01770-1-960237	加入者名 北九州市会計管理者 指定番号 0207260
令和 8 年 6 月分	令和 8 年 6 月分	令和 8 年 6 月分	令和 8 年 6 月分	令和 8 年 6 月分	令和 8 年 6 月分
給与分 ⁶⁴ (一括徴収分を含む)	2700	給与分 ⁶⁴ (一括徴収分を含む)	2700	給与分 ⁶⁴ (一括徴収分を含む)	2700
退職所得分 ⁷⁶		退職所得分 ⁷⁶		退職所得分 ⁷⁶	
延滞金 ⁸⁸		延滞金 ⁸⁸		延滞金 ⁸⁸	
合計額 ¹⁰⁰	¥2700	合計額 ¹⁰⁰	¥2700	合計額 ¹⁰⁰	¥2700
納期限 令和 8 年 7 月 10 日	納期限 令和 8 年 7 月 10 日	納期限 令和 8 年 7 月 10 日	納期限 令和 8 年 7 月 10 日	納期限 令和 8 年 7 月 10 日	納期限 令和 8 年 7 月 10 日
(特別徴収義務者) 住所(所在地) 北九州市小倉北区城内 1番1号 氏名(名称) 株式会社 ○○○産業 様	(特別徴収義務者) 住所(所在地) 北九州市小倉北区城内 1番1号 氏名(名称) 株式会社 ○○○産業	(特別徴収義務者) 住所(所在地) 北九州市小倉北区城内 1番1号 氏名(名称) 株式会社 ○○○産業 納	(特別徴収義務者) 住所(所在地) 北九州市小倉北区城内 1番1号 氏名(名称) 株式会社 ○○○産業	(特別徴収義務者) 住所(所在地) 北九州市小倉北区城内 1番1号 氏名(名称) 株式会社 ○○○産業	(特別徴収義務者) 住所(所在地) 北九州市小倉北区城内 1番1号 氏名(名称) 株式会社 ○○○産業
上記のとおり領収しました。	領収日付印 (納入者保管)	上記のとおり納入します。	領収日付印 (金融機関等保管)	取りまとめ店 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター (〒812-8794)	領収日付印 (市町村保管)
上記のとおり通知します。 (取りまとめ金融機関) みずほ銀行 北九州支店 福岡銀行 北九州営業部 西日本シティ銀行 北九州営業部 北九州銀行 本店営業部 (受付店→取りまとめ店→北九州市)					

宛名用紙
(特別徴収係送付用)

〒803-0812
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政・変革局税務部
課税第二課特別徴収係 行

〒803-0812
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政・変革局税務部
課税第二課特別徴収係 行

〒803-0812
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政・変革局税務部
課税第二課特別徴収係 行

〒803-0812
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政・変革局税務部
課税第二課特別徴収係 行

〒803-0812
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政・変革局税務部
課税第二課特別徴収係 行

〒803-0812
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政・変革局税務部
課税第二課特別徴収係 行

〒803-0812
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政・変革局税務部
課税第二課特別徴収係 行

〒803-0812
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政・変革局税務部
課税第二課特別徴収係 行

〒803-0812
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政・変革局税務部
課税第二課特別徴収係 行

〒803-0812
北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階
北九州市財政・変革局税務部
課税第二課特別徴収係 行



お問い合わせ先

〒803-0812 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階

北九州市 財政・変革局税務部 課税第二課 特別徴収係

TEL(093)967-6951 FAX(093)571-3553

●お問い合わせ等の際には、**指定番号**をお申し出ください。

●従業員の方の税額や課税内容等納税義務者個人に関するお尋ねについては、
納税義務者ご本人からお住まいの担当区にお問い合わせ下さい。

	担当区	課名	郵便番号	所在地	電話番号
東 部 市 税 務 所	小倉北区	市 民 税 課	803-8510	小倉北区大手町1番1号	582-3360
	門 司 区	門 司 税 務 課	801-8510	門司区清滝一丁目1番1号	331-0511
	小倉南区	小倉南税務課	802-8510	小倉南区若園五丁目1番2号	951-1023
西 部 市 税 務 所	八幡西区	市 民 税 課	806-8510	八幡西区黒崎三丁目15番3号	642-1458
	若 松 区	若 松 税 務 課	808-8510	若松区浜町一丁目1番1号	761-4182
	八幡東区	八幡東税務課	805-8510	八幡東区中央一丁目1番1号	681-5851
	戸 畑 区	戸 畑 税 務 課	804-8510	戸畑区千防一丁目1番1号	881-2687

(令和8年5月1日現在)